

# 組 合 報

公告第 8 1 5 号

当組合各種健康診査等補助金支給規程の一部改正について  
表題の規程について、下記のとおり改正しましたので、公告いたします。

## 記

### <改正内容>

第2条の(5)を削除し、同項に次を加える。

(5) 禁煙プログラム

第3条の「受診したとき」を「受診等をしたとき」に変更する。

第3条の(5)を削除し、同項に次を加える。

(5) 禁煙プログラムによる禁煙成功者

第4条の「第2条に基づき、受診者1人当たり」を「第3条の要件を満たす対象者1人当たり」に、「その実費相当額を」を「対象者が負担する実費相当額を超えない範囲で」に変更する。

第4条の(5)を削除し、同項に次を加える。

(5) 禁煙プログラム 参加費の半額相当 年1回

第5条の(5)を削除し、同項に次を加える。

(5) 禁煙プログラム 組合認定のため申請不要とする。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

以 上

令和5年4月1日  
北陸電力健康保険組合  
理事長 魚屋 敦 司